

百合ヶ丘ハイツ自治会規約

百合ヶ丘ハイツ自治会

自治会規約

第1章 総則

第1条 (名称及び事務所)

本会は、百合ヶ丘ハイツ自治会(以下「本会」と言う)と称し、事務所を横浜市港南区下永谷4丁目1番5号に置く。

第2条 (区 域)

本会の区域は、横浜市港南区下永谷4丁目1番1号棟から17号棟まで、下永谷4丁目3番29号、31号から33号、35号から44号、49号から50号、63号から67号、70号まで、下永谷4丁目4番1号、2号、下永谷4丁目6番28号から31号まで、下永谷4丁目13番1号から3号、7号、下永谷5丁目60番23号、25号、26号、28号、下永谷5丁目61番2号、4号、6号、10号から12号、14号、22号とする。

第3条 (会 員)

本会の会員は、第2条に定める区域に住所を有する個人とする。

- 2 本会へ入会及び退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。
- 3 本会へ入会及び退会の届け出があったときには、正当な理由なくこれを拒んではならない。但し、事業所からの入会及び退会の申し込みがあった場合、役員会で協議し決定する。
- 4 事業所は賛助会員になることができる。

第4条 (目的)

本会は、会員相互の親睦及び福祉の増進を図り、地域課題の解決に取り組むことにより、住み良い地域社会の形成に資することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事。
- (2) 清掃、美化等の環境整備に関する事。
- (3) 防災、防火、救助、交通安全に関する事。
- (4) 保健、体育振興に関する事。
- (5) 住民相互の連絡に関する事。
- (6) 自治会館の維持管理に関する事。
- (7) その他。

第5条 (部 会)

本会は、第4条に掲げる事業を達成するため、次の各部を置きそれぞれに事業を行う。

- (1) 総務企画部 (2) 環境衛生部 (3) 防犯防災部 (4) 文化体育部
 - (5) 高齢者福祉部 (6) 女性部 (7) 青少年子ども部 (8) 会館運営部
- なお、部会の統廃合及び新設は、評議員会の議決によって行うことができる。

第2章 役 員

第6条（役員の種類別）

本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 4名以内
- (3) 会 計 2名
- (4) 部 長 8名
- (5) 副部長 8名
- (6) 評議員 47名（役員を含む）
- (7) 監 事 2名

第7条（役員を選任）

会長及び副会長は、部長の互選または、部長会の推薦または、評議員会の互選による。いずれの場合も総会において承認する。

- 2 部長、副部長、会計及び監査は、評議員の互選による。
- 3 評議員は、第13条の当番を充てる。

第8条（役員職務）

会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 会計は会計事務を担当する。
- 4 監事は次の職務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及び他の役員の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計、資産の状況及び業務執行についての不正の事実を発見したとき、これを総会に報告すること。報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求すること。
- 5 部長は、各部の事業を分担して代表する。

部長会は、各部事業の企画立案その他、本会の運営に関することを審議決定する。
- 6 副部長は、各部の事業を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代行する。
- 7 評議員は、各部の事業を分担して評議員会を構成し、評議員会は本会の運営上重要な事項を審査決定するほか、総会に付議すべき事項を決定する。

第9条（役員任期）

会長・副会長は1期2年とする。但し再任は妨げない。なお、再任は2期4年までとする。

- 2 その他の役員は1期1年とする。但し再任は妨げない。なお、再任は2期2年までとする。
- 3 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第10条（役員解任）

役員が、規約に違反したとき又は、本会の名誉を傷つけたときは、総会の議決により解任することが出来る。

第11条（顧問、相談役）

本会は、顧問、相談役を置くことが出来る。

- 2 顧問、相談役は、評議員会の同意を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問、相談役は部長会、評議員会、総会に出席して、意見を述べる事が出来る。

第12条（ブロック及び当番）

当会の区分を47区分し、それぞれに当番を置く。なお会長、副会長、部長、相談役、顧問選出のブロックには追加して当番を置くことが出来る。

第 3 章 総 会

第13条（総会の構成）

総会は、全会員をもって構成する。

第14条（総会の種別）

本会の総会は、定期総会と臨時総会の二種とする。

第15条（総会の開催）

定期総会は、年1回会計年度の末日から3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号に該当するときに開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して開催請求があったとき。
 - (3) 第8条第4項第3号の規定により監事から開催の請求があったとき。

第16条（会議の審議事項）

総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を審議し、議決する。

第17条（総会の招集）

総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、第15条第2項第2号及び3号の規定による請求があったとき、その請求のあった日から3ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の1週間前までに文書を持って通知しなければならない。

第18条（総会の議長）

総会の議長は、その総会に出席した役員の中から選任する。

第19条（総会の定足数）

総会は、全会員の世帯数の2分の1以上の出席がなければ開催することが出来ない。但し、委任状を提出した会員の世帯は、出席者とみなす。

2 前項の規定によらず、自治会の財産処分、解散及び重大な規約の変更については、全員各個人の表決権を有する。

第20条（総会の議決）

総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数を持って決し可否同数の時は、議長の決するところによる。

第21条（総会における会員の表決権等）

会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。但し、賛助会員については、表決権は有しないものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の場合における第19条（総会の定足数）及び第20条（総会の議決）の適用については、その会員は出席したものとみなす。

第22条（総会の議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）。
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項。
- (4) 議事の経過の概要及び結果。
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項。

2. 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上の署名押印をしなければならない。

第4章 役員会

第23条（役員会）

役員会は会長、副会長、会計担当、顧問、相談役で構成し、本会の運営上必要あるときは、会長が招集する。

2 会議は半数以上の出席者を要し、議事は出席者の過半数で決する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第24条（部長会及び評議員会）

部長会及び評議員会は、本会の運営上必要あるときは、会長が招集する。

2. 会議は、半数以上の出席を要し、議事は出席者の過半数で決する。

第25条（役員会及び部長会並びに評議員会の審議事項）

役員会及び部長会並びに評議員会は、会長が議長となり、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付すべき事項。
- (2) 総会において議決された事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第 5 章 資産及び会計

第26条（資産の構成）

本会の資産は、次の各号に掲げるものを持って構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生じる果実
- (5) その他収入

第27条（資産の管理）

本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会及び部長会の議決によりこれを定める。

第28条（資産の処分）

本会の資産で第26条に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

第29条（経費の支弁）

本会の経費は、資産をもって支弁する。

第30条（会費）

本会の会費は、総会において議決する。

第31条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 6 章 規約の変更及び解散

第32条（規約の変更）

この規約は、総会において全会員の4分の3以上の議決を得、かつ、横浜市港南区長の認可を受けなければ変更することは出来ない。

第33条（解散）

本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の決議に基づいて解散する場合は、全会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

第34条（残余財産の処分）

本会の解散のときに有する残余財産は、総会において全会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第 7 章 雑 則

第35条（備付き帳簿及び書類）

本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記に関する書類、総会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等試算の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

第36条（委 任）

この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会または、役員会の議決を経て別に会長が定める。

第37条（細 則）

本会則施行のため必要な細則は、評議員会の議決を要する。

付 則

この会則は、昭和54年4月1日から実施する。

第1次改定	昭和55年4月 1日
第2次改定	昭和56年4月 1日
第3次改定	昭和57年4月 1日
第4次改定	昭和57年5月30日
第5次改定	昭和63年4月17日
第6次改定	平成 5年4月25日
第7次改定	平成 8年4月21日
第8次改定	平成10年4月21日
第9次改定	平成16年4月25日
第10次改定	平成24年4月22日
第11次改定	平成25年10月21日

参考

地方自治法第260条の20

認可地縁団体は次に掲げる事由によって解散する。

- 一、規約で定めた解散事由が発生
- 二、破産手続開始の決定
- 三、認可の取消し
- 四、総会の決議
- 五、構成員が欠けたこと

組 織 図

